

## 神奈川県がん診療連携指定病院の指定要件の見直しについて

## 1 神奈川県がん診療連携指定病院の概要

- 「神奈川県がん診療連携指定病院」（以下「県指定病院」という。）は、国が指定する「がん診療連携拠点病院」（以下「拠点病院」という。）と同等の機能を有する病院について、本県が独自に指定する制度である。（平成 22 年度開始・指定期間は原則 4 年（再指定可））
- 多くの人口を抱える本県では、患者が住み慣れた地域で、そのニーズに応じた高度で質の高いがん医療を受けることができる体制を整備するため、これまでに県指定病院を 7 医療圏に 15 病院指定している（うち 3 病院はその後拠点病院に指定替え）。

## 2 拠点病院の整備指針の見直し（平成 30 年）

- 平成 30 年に、次のとおり拠点病院の整備指針が見直された。

## ＜追加された主な要件＞

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 診療体制<ul style="list-style-type: none"><li>・ キャンサーボードの強化</li><li>・ AYA 世代のがん患者の生殖機能等に係る相談体制の整備</li><li>・ 生殖機能の温存に関する院内または地域の診療科への情報提供、情報共有できる体制整備</li><li>・ 長期フォローアップ中の小児がん患者に係る小児がん拠点病院等との情報共有の体制整備</li></ul></li><li>② 放射線療法、薬物療法、手術療法、緩和ケアの更なる充実<ul style="list-style-type: none"><li>・ 人員配置、情報提供体制の強化</li></ul></li><li>③ 相談支援センター<ul style="list-style-type: none"><li>・ 患者からの相談に対し、相談支援センターと院内の医療従事者が協働できる体制整備</li><li>・ がんゲノム医療等自施設での提供が難しい場合には、適切な医療機関に紹介できる体制整備</li></ul></li><li>④ 院内がん登録<ul style="list-style-type: none"><li>・ 責任部署の明確化</li><li>・ 中級認定者配置</li><li>・ 国がん研究センターが提示する標準様式の準拠</li></ul></li><li>⑤ 医療安全<ul style="list-style-type: none"><li>・ 医療安全管理者の配置</li><li>・ 医療安全のための患者窓口を設置し、患者からの苦情や相談に応じることができる体制整備</li></ul></li></ul> |
|---|

**拠点病院の整備指針の見直しに伴い、県指定病院の指定要件の見直しが必要**

## 3 県指定病院の指定要件の見直しにあたっての考え方

- 本制度の趣旨は質の高いがん医療の提供であり、拠点病院と比べて医療の質の面で著しい差が生じるのは望ましくない。
- 一方、補助金や診療報酬の扱いにおいて、拠点病院とは差がある以上、ある程度の要件の緩和が必要である。

#### 4 県指定病院の指定要件の見直し案

平成 30 年の拠点病院の整備指針の見直しにより追加された「必須項目（A要件）」を、県指定病院の指定要件においては、原則として「対応することが望ましい項目（C要件）」として追加する。

医療安全・ゲノム医療に係る項目については、2年間の猶予付きで、県指定病院においても「A要件（必須項目）」として追加する。